

指導検査基準(指定特定施設入居者生活介護事業)

{令和4年4月1日適用}

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

| | | |
|-----------|---|--|
| 法 | ⇒ | 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号) |
| 施行規則 | ⇒ | 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) |
| 居宅条例 | ⇒ | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号) |
| 予防条例 | ⇒ | 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号) |
| 都規則141 | ⇒ | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号) |
| 都規則142 | ⇒ | 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号) |
| 施行要領 | ⇒ | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号) |
| 平12厚告19 | ⇒ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号) |
| 平12厚告27 | ⇒ | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号) |
| 平12老企39 | ⇒ | 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号) |
| 平12老企40 | ⇒ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号) |
| 平12老企52 | ⇒ | 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号) |
| 平12老企54 | ⇒ | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号) |
| 平13老振発18 | ⇒ | 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号) |
| 平13老発155 | ⇒ | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日厚生労働省老人保健局長通知老発第155号) |
| 平18厚劳令35 | ⇒ | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号) |
| 平18厚劳告127 | ⇒ | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号) |
| 平27厚劳告94 | ⇒ | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号) |
| 平27厚劳告95 | ⇒ | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |
| 平27厚劳告96 | ⇒ | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号) |

指導検査基準（指定特定施設入居者生活介護事業）

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----------------------|---|---|--|
| <p>第1 一般原則及び基本方針</p> | <p>1 一般原則</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p> <p>（経過措置） 令和6年3月31日までの間、(3)に「講じているか」とあるのは「講じるよう努めているか」とする。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅条例第3条第1項 ・ 居宅条例第3条第2項 ・ 居宅条例第3条第3項 ・ 居宅条例第3条第4項 ・ 居宅条例附則第2項 ・ 法第73条第1項 ・ 居宅条例第216条第1項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村、他のサービス事業者との連携の記録 ・ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の記録 ・ 研修の実施記録 ・ 概況説明 ・ 定款、寄附行為等 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|--------------------|--|---|--|
| <p>第2 人員に関する基準</p> | <p>常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者が各指定特定施設において置かなければならない特定施設従業者の員数及び、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を同一の施設で一体的に運営している場合に各指定特定施設において置かなければならない特定施設従業者の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上であるか。</p> <p>② 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>① 指定特定施設入居者生活介護事業のみを行っている場合、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> | <p>・ 居宅条例第216条第2項</p> <p>・ 法第74条第1項</p> <p>・ 居宅条例第217条第1項</p> <p>・ 都規則141第57条第1項、第2項</p> <p>・ 都規則141第57条第1項第1号、第2項第1号</p> <p>・ 都規則141第57条第4項</p> <p>・ 都規則141第57条第1項第2号イ</p> | <p>・ 運営規程</p> <p>・ 特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・ 重要事項説明書</p> <p>・ パンフレット等</p> <p>・ 就業規則、雇用契約書、辞令等</p> <p>・ 職員勤務表</p> <p>・ 常勤、非常勤職員の員数のわかる職員名簿</p> <p>・ 要介護度別利用者がわかる書類</p> <p>・ 運営規程</p> <p>・ 重要事項説明書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|-------|
| | <p>② 指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>③ 看護職員の数は、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。</p> <p>④ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。（ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。） 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できる体制を整えているか。</p> <p>⑤ 「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定し、その時間帯には宿直勤務を行う介護職員を確保しているか。</p> <p>⑥ 指定特定施設入居者生活介護事業所の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供</p> | <p>・都規則141第57条第2項第2号イ ・施行要領第3の10の1(1)②</p> <p>・都規則141第57条第1項第2号ロ、第2項第2号ロ</p> <p>・都規則141第57条第1項第2号ハ、第2項第2号ハ</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)①</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)③</p> <p>・都規則141第57条第5項</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-----------------------------------|
| | <p>に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は常勤の者となっているか。</p> <p>ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に運営している場合であって、入居者の状態の改善等により指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合（要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合）は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。</p> <p>⑦ 要介護者等にサービスを提供する看護職員及び介護職員は それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられ、運営規程にその旨が明示されているか。</p> <p>(3) 機能訓練指導員</p> <p>① 1以上となっているか。</p> <p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。</p> <p>ただし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。</p> <p>(4) 計画作成担当者</p> <p>① 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。</p> <p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（介護予防を一</p> | <p>・都規則141第57条第9項</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)④</p> <p>・施行要領第3の10の1(2)</p> <p>・都規則141第57条第1項第3号、第2項第3号</p> <p>・都規則141第57条第6項</p> <p>・施行要領第3の10の1(3)</p> <p>・都規則141第57条第1項第4号、第2項第4号</p> <p>・都規則141第57条第8項</p> | <p>・免許証等（写）</p> <p>・資格証明書等（写）</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|--------------------|---|---|--|
| <p>第3 設備に関する基準</p> | <p>体的に運営している施設にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p> <p>2 利用者の数</p> <p>介護サービスの利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p>3 管理者</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>1 設備</p> <p>(1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> | <p>根拠法令</p> <p>・都規則141第57条第3項 ・施行要領第2の2(5)②</p> <p>・居宅条例第218条第1項 ・居宅条例第218条第2項</p> <p>・法第74条第2項 ・居宅条例第219条第1項</p> | <p>確認書類等</p> <p>・前年度の利用者実績がわかる書類</p> <p>・就業規則、雇用契約書、辞令等 ・職員勤務表</p> <p>・平面図 ・運営規程 ・建築確認済証、検査済証等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|------------------|
| | <p>(2) 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物の場合、次のいずれかの要件を満たしているか。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。</p> <p>ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保できる場合は一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は機能訓練室を設けないことができる。</p> <p>① 介護居室 介護居室は、次の基準を満たしているか。</p> <p>イ 居室の定員は1人であるか。(利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。ただ</p> | <p>・ 居宅条例第219条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の2</p> <p>(1) 参照 (第3の8の2(4))</p> <p>・ 都規則141第58条第1項</p> <p>・ 居宅条例第219条第3項</p> <p>・ 居宅条例第219条第4項</p> <p>・ 都規則141第58条第2項第1号</p> <p>・ 施行要領第3の10の</p> | <p>・ 重要事項説明書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|--------------------------|
| | <p>し、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、平成18年4月1日に現に定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しない。)</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。</p> <p>ハ 地階に設けていないか。</p> <p>ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p> <p>② 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有しているか。</p> <p>③ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。</p> <p>④ 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。</p> <p>⑤ 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。</p> <p>⑥ 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。</p> <p>①、②、⑤及び⑥でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。</p> | <p>2(2)</p> <p>・都規則141第58条第2項第2号</p> <p>・都規則141第58条第2項第3号</p> <p>・都規則141第58条第2項第4号</p> <p>・都規則141第58条第2項第5号</p> <p>・都規則141第58条第2項第6号</p> <p>・施行要領第3の10の2(3)</p> | <p>・説明文書</p> <p>・掲示板</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|-------------|
| | <p>(経過措置)</p> <p>平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして平成12年厚生省告示第59号(厚生労働大臣が定める有料老人ホーム)に該当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。</p> <p>① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>② 入所定員が50人未満であること。</p> <p>③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。)が比較的低廉であること。</p> <p>④ 入所者からの利用料、居宅条例第226条第3項及び都規則141第47条各号で定める費用及び家賃等以外の金品(一定期間の経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。</p> <p>2 構造</p> <p>(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有しているか。段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。</p> <p>(2) 指定特定施設は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p> <p>(3) 指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び</p> | <p>・居宅条例附則10</p> <p>・施行要領第3の10の2(5)</p> <p>・居宅条例第219条第5項</p> <p>・施行要領第3の10の2(4)</p> <p>・居宅条例第219条第6項</p> <p>・居宅条例第219条第7項</p> | <p>・平面図</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------|--|---|---|
| 第4 運営に関する基準 | <p>消防法の定めるところによっているか。</p> <p>※ 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、予防条例第205条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たすものとみなすことができる。</p> <p>1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るとともに、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結をしているか。</p> <p>(2) わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行っているか。 また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めていないか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又</p> | <p>・ 居宅条例第219条第8項</p> <p>・ 法第74条第2項</p> <p>・ 居宅条例第223条第1項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 居宅条例第223条第2項</p> <p>・ 居宅条例第223条第3項</p> | <p>・ 運営規程</p> <p>・ 重要事項説明書</p> <p>・ 特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・ 同意書等</p> <p>・ 入居契約書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|--|
| | <p>は一時介護室に移して介護を行う場合は、介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。</p> <p>※ 介護予防特定入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合であっては、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の契約については、別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができる。</p> <p>2 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>3 要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行</p> | <p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第15条第1項)</p> <p>・ 法第73条第2項</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第15条第2項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第16条第1項)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15) 参照(施行要領第3の1の3(12)①)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第16条第2項)</p> | <p>・ 入居者に関する記録</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 利用者に関する記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等により入居者等に対し自ら必要な指定特定施設入居者生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めているか。</p> <p>5 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、利用者</p> | <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(施行要領第3の1の3(12)②)</p> <p>・居宅条例第222条第1項</p> <p>・居宅条例第222条第2項</p> <p>・居宅条例第222条第3項</p> <p>・居宅条例第222条第4項</p> <p>・居宅条例第224条第1項</p> <p>・施行要領第3の10の3(5)</p> | <p>・入居申込受付簿</p> <p>・特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・介護サービス記録</p> <p>・他機関への紹介記録</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・介護保険被保険者証</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|---|
| | <p>の被保険者証に記載しているか。(指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができない。)</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しているか。</p> <p>6 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> | <p>・居宅条例第224条第2項</p> <p>・居宅条例第226条第1項</p> <p>・居宅条例第226条第2項</p> <p>・居宅条例第226条第3項</p> <p>・都規則141第59条</p> <p>・施行要領第3の10の3(6)②</p> | <p>・提供したサービスの具体的な内容等(介護・看護等)に関する記録</p> <p>・特定施設サービス計画書</p> <p>・領収書控</p> <p>・運営規程(利用料その他の費用の確認)</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>・請求書控</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|-----------------|--|
| | <p>② おむつ代</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>(4) (3)①の費用の具体的な範囲については、次に掲げるものに限られているか。</p> <p>イ 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料</p> <p>看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、「要介護者等の数（前年度の平均値）」及び「要支援者の数（前年度の平均値）に0.5を乗じて得た数」の合計数が、2.5又はその端数を増すごとに1人以上（要介護者等が30人未満の場合は、居宅条例等に基づき算出された人数に2人を加えた人数以上）である場合に受領しているか。</p> <p>また、この人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料については、看護・介護職員の配置に必要となる費用から適切に算出された額となっているか。</p> <p>ロ 個別的な選択による介護サービス利用料</p> <p>利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスについては、本来特定施設入居者生活介護として包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、個性の強いものに限定されているか。</p> <p>なお、看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、当該サービスに要した時間を除外して、居宅条例等上の看護・介護職員の人数の算定（常勤換算）が行われているか。</p> | <p>・平12老企52</p> | <p>・算定根拠</p> <p>・介護サービス等の一覧表</p> <p>・職員勤務表</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|--|
| | <p>(5) (3)③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>7 保険給付の請求のための証明書の交付 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平12老企54 ・平12老企52 ・居宅条例第226条第4項 ・法第41条第8項 ・施行規則第65条 ・居宅条例第236条準用(第25条) | <ul style="list-style-type: none"> ・説明書 ・同意書 ・サービス提供証明書（控） （介護給付明細書代用可） |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>用料の支払を受けた場合は、当該指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p> <p>(3) 特定施設従業者は、利用者又はその家族から求められたときは、指定特定施設入居者生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>身体的拘束等を行う際には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか。</p> | <p>・ 居宅条例第227条第1項</p> <p>・ 居宅条例第227条第2項</p> <p>・ 居宅条例第227条第3項</p> <p>・ 居宅条例第227条第4項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(7) ①</p> <p>・ 平13老発155（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について）</p> <p>・ 2001年（平成13年）3月厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」</p> | <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 利用者の能力、環境等を評価した書類（アセスメント表等）</p> <p>・ 身体的拘束適正化検討委員会等における三要件に関する検討・確認の記録</p> <p>・ 経過観察記録</p> <p>・ 介護日誌</p> <p>・ 拘束解除に向けた会議の記録</p> <p>・ 本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|--|
| | <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するため | <ul style="list-style-type: none"> ・平13老発155の2 ・平13老発155の3、5 ・居宅条例第227条第5項 ・施行要領第3の10の3(7) ① ・平13老発155の6 ・居宅条例第227条第6項 ・施行規則第59条の2 ・施行要領第3の10の | <ul style="list-style-type: none"> ・研修等記録 ・身体的拘束適正化検討委員会などの記録 ・本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書 ・緊急やむを得ない場合の検討の記録 ・緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録 ・身体的拘束適正化検討委員会などの記録 ・職員等に周知したことが確認でき |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|---|
| | <p>の委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。なお、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。</p> <p>③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。</p> <p>(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>9 特定施設サービス計画の作成</p> <p>(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、(2)に規定する課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活介護を提供する上での留意点等を含む特定施設</p> | <p>3(7)②③④</p> <p>・居宅条例第227条第7項</p> <p>・居宅条例第220条第1項</p> <p>・居宅条例第220条第2項</p> <p>・施行要領第3の10の</p> <p>3(1)</p> <p>・居宅条例第220条第3項</p> | <p>る記録</p> <p>・身体的拘束等の適正化のための指針</p> <p>・研修実施記録</p> <p>・特定施設サービス計画書</p> <p>・アセスメント表</p> <p>・サービス担当者会記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|--|
| | <p>サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。</p> <p>この場合において、(2)から(5)までに準じて取り扱っているか。</p> <p>10 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われているか。</p> <p>なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきを実施し、清潔保持に努めているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の</p> | <p>・ 居宅条例第220条第4項</p> <p>・ 居宅条例第220条第5項</p> <p>・ 居宅条例第220条第6項</p> <p>・ 居宅条例第228条第1項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(8)①</p> <p>・ 居宅条例第228条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(8)②</p> <p>・ 居宅条例第228条第3項</p> | <p>・ 同意が確認できる書類</p> <p>・ モニタリング記録等</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 入浴介護記録</p> <p>・ 排せつ記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|--|
| | <p>状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行っているか。又、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)から(3)のほか、利用者に対し、1日の生活の流れに沿って食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>11 機能訓練</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。 なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施に当たっても、その効果に配慮しているか。</p> <p>12 健康管理</p> <p>看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。</p> <p>13 相談及び援助</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行要領第3の10の3(8)③ ・ 居宅条例第228条第4項 ・ 施行要領第3の10の3(8)④ ・ 居宅条例第236条準用(第159条) ・ 施行要領第3の10の3(15)参照(第3の8の3(9)) ・ 居宅条例第229条 ・ 居宅条例第230条 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する記録 ・ 特定施設サービス計画書 ・ 利用者に関する記録 ・ 健康診断記録 ・ 看護日誌 ・ 看護記録 ・ 相談に関する記録 ・ 利用者に関する記録 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|--|
| | <p>① 入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動</p> <p>② 各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談</p> <p>14 利用者の家族との連携等</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者の家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。</p> <p>15 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>16 緊急時等の対応</p> <p>(1) 指定特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ</p> | <p>・施行要領第3の10の3(9)</p> <p>・居宅条例第233条</p> <p>・施行要領第3の10の3(12)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第30条)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第56条)</p> | <p>・利用者に関する記録</p> <p>・面会に関する記録</p> <p>・行事等の記録</p> <p>・区市町村への通知の記録</p> <p>・看護記録</p> <p>・業務日誌等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|---|
| | <p>た場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定特定施設従業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p>17 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該特定施設従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に、居宅条例の「第 11 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>18 運営規程</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。（経過措置あり）</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 入居定員及び居室数</p> <p>④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> | <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の2の3(6)②）</p> <p>・ 居宅条例第236条準用（第51条第1項）</p> <p>・ 居宅条例第236条準用（第51条第2項）</p> <p>・ 居宅条例第221条</p> | <p>・ 協力医療機関協定書等</p> <p>・ 業務日誌等</p> <p>・ 組織図、組織規程</p> <p>・ 運営規程</p> <p>・ 職務分担表</p> <p>・ 運営規程</p> <p>・ 指定申請及び変更届（写）</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑩の「その他運営に関する重要事項」とは、看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指す。</p> <p>また、この重要事項として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p>(経過措置)</p> <p>令和6年3月31日までの間、本文第1段落目に「次に掲げる事業の運営についての重要事項に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるように努めるとともに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。</p> <p>19 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。</p> | <p>・施行要領第3の10の3(2)②</p> <p>・居宅条例附則第2項</p> <p>・居宅条例第231条第1項</p> | <p>・就業規則</p> <p>・運営規程</p> <p>・雇用契約書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|--|
| | <p>(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者（以下「委託者」という。）は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。</p> <p>なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>① 当該委託の範囲</p> <p>② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要</p> | <p>・ 施行要領第3の10の3(10)①</p> <p>・ 居宅条例第231条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(10)②</p> | <p>・ 職員勤務表</p> <p>・ タイムカード等</p> <p>・ 業務委託契約書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|---|
| | <p>の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指示は、文書により行っているか。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅条例第235条第2項の規定により、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。その際、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(8) (7)の場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、全ての特定施設従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に</p> | <p>・施行要領第3の10の3(10)④</p> <p>・施行要領第3の10の3(10)③、⑤</p> <p>・居宅条例第231条第3項</p> <p>・居宅条例第231条第4項</p> <p>・居宅条例第231条第4項</p> <p>・施行要領第3の10の3(10)⑥参照（第3の2の3(3)③）</p> | <p>・指示文書等</p> <p>・確認結果記録等</p> <p>・研修受講修了証明書</p> <p>・研修計画書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|-------|
| | <p>係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（経過措置あり）</p> <p>当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>令和6年3月31日までの間、(8)に「講じているか」とあるのは「講じるよう努めているか」とする。</p> <p>(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、次のとおりの事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組を行っているか。</p> <p>① 事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職</p> | <p>・ 居宅条例附則第5項</p> <p>・ 居宅条例第231条第5項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(10)⑦参照（第3の1の3(6)④）</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>イ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>ロ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|----------------------------------|----------------------------|
| | <p>令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めること。</p> <p>② 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下のアからウまでが規定されている。</p> <p>イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>ロ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ハ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、</p> <p>①（事業者が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、厚生労働省ホームページに掲載されているので参考にすること。</p> <p>20 非常災害対策</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する</p> | <p>根拠法令</p> <p>・ 居宅条例第236条準用</p> | <p>確認書類等</p> <p>・ 消防計画</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|--|
| | <p>る具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備として、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、</p> | <p>(第110条第1項)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の6の3(7)①)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用（第110条第2項）</p> <p>・ 施行要領第3の10の</p> | <p>・ 避難訓練記録等</p> <p>・ 防火管理者手帳等</p> <p>・ 消防計画に準ずる計画</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|--|
| | <p>訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。</p> <p>訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。</p> <p>21 衛生管理等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>① 指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。</p> <p>② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じているか。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおりの措置を講じているか。 (経過措置あり)</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催しているか。また、その結果について、</p> | <p>3(15)参照 (第3の6の3(7)②)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用 (第109条第1項)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照 (第3の6の3(6)①)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用 (第109条第2項)</p> <p>・ 都規則141第60条準用 (第19条の2)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照 (第3の6の3(6)②)</p> | <p>・ 受水槽清掃記録</p> <p>・ 飲用水の衛生チェック記録</p> <p>・ 感染症対策委員会などの記録</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>・ 研修及び訓練の実施記録</p> <p>・ 定期消毒の記録</p> <p>・ 衛生管理マニュアル</p> <p>・ 感染症予防マニュアル</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|------|-------------------|
| | <p>特定施設従業者に十分に周知しているか。具体的には以下の取扱いとすること。</p> <p>イ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成するよう努めているか。</p> <p>ロ 特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得るよう努めているか。</p> <p>ハ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にしているか。また、感染対策担当者を決めているか。</p> <p>ニ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね六月に一回以上、定期的を開催しているか。また、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催しているか。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。具体的には以下の取扱いとすること。</p> <p>イ 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。</p> <p>ロ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されるが、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しているか。</p> | | <p>・食中毒防止等の記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>ハ それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照しているか。</p> <p>③ 特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。具体的には以下の取扱いとすること。</p> <p>イ 特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとなっているか。</p> <p>ロ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催しているか。また、新規採用時には感染対策研修を実施するよう努めているか。研修の実施内容について記録しているか。</p> <p>ハ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行っているか。</p> <p>ニ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行っているか。</p> <p>ホ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しているか。</p> <p>ヘ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|-------------------|
| | <p>ものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。</p> <p>④ ①の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>令和6年3月31日までの間、(2)本文に「講じているか」とあるのは「講じるよう努めているか」とする。</p> <p>22 掲示</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。その際、次に掲げる点に留意しているか。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 特定施設従業員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示すること。</p> | <p>・ 居宅条例附則第4項</p> <p>・ 居宅条例第236条準用（第33条第1項）</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(24)①）</p> | <p>・ 掲示場所及び内容</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の規定による掲示を行わない場合、それに代えて、(1)に規定する重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定特定施設入居者生活介護事業所内に備え付けているか。</p> <p>23 秘密保持等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>24 広告</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしているか。</p> | <p>・居宅条例第236条準用(第33条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(第3の1の3(24)②)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第34条第1項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第34条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(第3の1の3(25)②)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第34条第3項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(第3の1の3(25)③)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第35条)</p> | <p>・備付場所及び内容</p> <p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者の同意書</p> <p>・実際に使用された文書等(会議資料等)</p> <p>・パンフレット等</p> <p>・ポスター等</p> <p>・ホームページ</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|--------------------|
| | <p>25 協力医療機関等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離であるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p>26 地域との連携</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者の運営に当たっては、地域住民との連携協力等により地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> | <p>・居宅条例第232条第1項</p> <p>・居宅条例第232条第2項</p> <p>・施行要領第3の10の3(11)①</p> <p>・施行要領第3の10の3(11)②</p> <p>・居宅条例第234条第1項</p> <p>・施行要領第3の10の3(13)の①</p> <p>・居宅条例第234条第2項</p> <p>・施行要領第3の10の3(13)の②</p> | <p>・協力医療機関協定書等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|---|
| | <p>27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>28 苦情処理 (1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定特定施設入居者生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第 23 条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求</p> | <p>・居宅条例第236条準用(第36条)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第1項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(第3の1の3(28)①)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照(第3の1の3(28)②)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第3項)</p> | <p>・苦情対応マニュアル等</p> <p>・重要事項説明書等</p> <p>・掲示物</p> <p>・苦情に関する記録</p> <p>・照会への対応記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|--|
| | <p>め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>さらに、これらの場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>29 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する</p> | <p>・ 居宅条例第236条準用 (第37条第4項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用 (第39条第1項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用</p> | <p>・ 指導等に関する記録</p> <p>・ 区市町村への報告記録</p> <p>・ 事故対応マニュアル等</p> <p>・ 事故に関する記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>30 会計の区分</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設入居者生活介護事業所において経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>31 記録の整備</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 特定施設サービス計画</p> <p>② 居宅条例第224条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>③ 居宅条例第227条第5項に規定する身体的拘束等の態</p> | <p>(第39条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照 (第3の1の3(30③))</p> <p>・居宅条例第236条準用(第40条)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照 (第3の1の3((32)))</p> <p>・平13老振発18</p> <p>・居宅条例第235条第1項</p> <p>・居宅条例第235条第2項</p> | <p>・会計関係書類</p> <p>・特定施設サービス計画書</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・身体的拘束等に関する記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|---------------------------------|
| | <p>様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>④ 居宅条例第231条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>⑤ 居宅条例第30条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑥ 居宅条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 居宅条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>32 電磁的記録等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（居宅条例第15条第1項（第236条において準用する場合を含む。）、同条例第224条第1項及び同条例第276条第2項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設入</p> | <p>根拠法令</p> <p>・ 居宅条例第276条第1項</p> <p>・ 施行要領第5の1</p> <p>・ 居宅条例第276条第2項</p> | <p>・ 指示文書等</p> <p>・ 確認結果記録等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|----------------|
| | <p>居者生活介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、居宅条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>33 業務継続計画の策定等（経過措置あり）</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。その際、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照しているか。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定しているか。</p> <p>① 感染症に係る業務継続計画</p> <p>イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>ロ 初動対応</p> | <p>・施行要領第5の2</p> <p>・居宅条例第236条準用（第11条の2第1項）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)①）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)②）</p> | <p>・業務継続計画</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|----------------------|
| | <p>ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>② 災害に係る業務継続計画</p> <p>イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>ハ 他施設及び地域との連携</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知しているか。また、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにするよう努めているか。</p> <p>(4) (3)の研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとなっているか。また、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施するよう努めているか。また、研修の実施内容についても記録しているか。</p> <p>(5) (3)の訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年一回以上）に実施しているか。また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実</p> | <p>・ 居宅条例第236条準用（第11条の2第2項）</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)①③）</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)③）</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)④）</p> | <p>・ 研修及び訓練の実施記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|----------------------------------|
| | <p>施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>33について、義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。</p> <p>34 虐待の防止（経過措置あり）</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げるとおりの措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を定期的に開催しているか。また、その結果について、特定施設従業者に十分に周知しているか。</p> <p>① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討しているか。</p> <p>② 管理者を含む幅広い職種で構成しているか。</p> <p>③ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。</p> <p>④ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するよう努めているか。</p> | <p>・居宅条例第236条準用（第11条の2第3項）</p> <p>・居宅条例附則第3項</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(7)）</p> <p>・居宅条例第236条準用（第39条の2）</p> <p>・都規則141第60条準用（第4条の3）</p> <p>・都規則141第60条準用（第4条の3第1項第1号）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(31)①）</p> | <p>・虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---------------------|
| | <p>⑤ 虐待等の事案について、一概に情報を従業者に共有せず、個別の状況に応じて慎重に対応しているか。</p> <p>⑥ 次の事項について検討しているか。また、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）を従業者に周知徹底しているか。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>① 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> | <p>・都規則141第60条準用（第4条の3第1項第2号）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(31)②）</p> | <p>・虐待の防止のための指針</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|-----------------|
| | <p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>へ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>① 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるか。また、当該指定特定施設入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものであるか。</p> <p>② 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施しているか。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。</p> <p>③ 研修の実施内容について記録しているか。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>① 専任の担当者を置いているか。</p> <p>② 当該担当者として、虐待防止検討委員会の責任者と同様の従業者が務めるよう努めているか。</p> <p>(5) (1)の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シス</p> | <p>・都規則141第60条準用（第4条の3第1項第3号）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(31)③）</p> <p>・都規則141第60条準用（第4条の3第1項第4号）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の3(31)④）</p> <p>・都規則141第60条準用（第4条の3第2項）</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)参照（第3の1の</p> | <p>・研修の実施記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|------------------|---|---|--|
| <p>第5 変更の届出等</p> | <p>テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>34について、義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。</p> <p>35 その他</p> <p>(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>(2) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しているか(要配慮者利用施設のみ)。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める次の事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> | <p>3(31)①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅条例附則第2項 ・ 施行要領第3の10の3(15)参照 (第3の1の3(31)) ・ 平成28年9月15日付老高発0915第1号 ・ 水防法第15条の3第1項、第2項 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項 ・ 法第75条第1項 ・ 施行規則第131条第1項第10号、第3項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画 ・ 避難訓練記録 ・ 届出書類控 ・ 定款 ・ 寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 ・ 事業所の平面図 ・ 運営規程 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------------------|--|--|--|
| <p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> | <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力（歯科）医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定め</p> | <p>・ 法第75条第2項</p> <p>・ 施行規則第131条第4項</p> <p>・ 法第41条第4項</p> <p>・ 平12厚告19の一</p> <p>・ 平12老企39</p> <p>・ 平12厚告19の二</p> | <p>・ 職員名簿</p> <p>・ 居宅サービス介護給付費請求書</p> <p>・ 居宅サービス介護給付費明細書</p> <p>・ サービス提供証明書（代用可）</p> <p>・ 「特定施設入居者生活介護サービスコード表」参照</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>る1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3)別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 特定施設入居者生活介護費</p> <p>指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>3 短期利用特定施設入居者生活介護費</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1)指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、</p> | <p>・平12厚告19の三</p> <p>・平12厚告19別表の10注 1</p> <p>・平12厚告27の五</p> <p>・平12厚告19別表の10注 3</p> <p>・平27厚労告96の22</p> <p>・平12老企40第2の4(3)</p> <p>・平12厚告27の五</p> | <p>・短期利用特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・利用者数がわかる書類</p> <p>・重要事項説明書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|---|
| | <p>指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有しているか。</p> <p>(2) 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が1人であるものに限る。）を利用しているか。 また、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であるか。</p> <p>(3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めているか。</p> <p>(4) 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領していないか。</p> <p>(5) 介護保険法による勧告、命令、老人福祉法による命令、社会福祉法による命令、高齢者の居住の安定確保に関する法律による指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過しているか。</p> <p>4 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> | <p>・平12厚告19別表の10注4</p> <p>・平27厚労告95の42の2</p> <p>・平12老企40第2の4(4)</p> | <p>・身体的拘束適性化検討委員会などの記録</p> <p>・職員等に周知したことが確認できる記録</p> <p>・緊急やむを得ない場合の検討の記</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|---|--|
| | <p>指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定する基準に適合していること。</p> <p>指定居宅サービス等基準第183条 第5項 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 第6項 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>5 入居継続支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入居継続支援加算(Ⅰ) 36単位</p> | <p>根拠法令</p> <p>・平12厚告19別表の10注5 ・平27厚労告95の42の3 ・平12老企40第2の4(5)</p> | <p>確認書類等</p> <p>録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書 ・その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況の記録 ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・研修実施記録 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|------|-------|
| | <p>(2) 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 入居継続支援加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。</p> <p>(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法(指定居宅サービス等基準第2条第8号に規定する常勤換算方法又は指定地域密着型サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。)で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。</p> <p>b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状態等の見直しを行っていること。</p> <p>c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|--------------|
| | <p>かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 入居者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 <p>(3) 通所介護費等算定方法第5号及び第9号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。</p> <p>ロ 入居継続支援加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。</p> <p>(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。</p> <p>6 生活機能向上連携加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれ</p> | <p>根拠法令</p> <p>・平12厚告19別表の10注6</p> <p>・平27厚労告95の42の4</p> <p>・平12老企40第2の4(6)</p> <p>準用 (第2の2(7))</p> | <p>確認書類等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）又は指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|-----------------------|-------------------|
| | <p>指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>7 個別機能訓練加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士</p> | <p>・平12厚告19別表の10注</p> | <p>・個別機能訓練計画等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|-------|
| | <p>知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算（Ⅰ）30単位 ロ ADL維持等加算（Ⅱ）60単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定</p> | <p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平27厚労告95の16の2 ・平27厚労告94の28の3 ・平12老企40第2の4(8) | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|---|
| | <p>したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が一以上であること。</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める期間</p> <p>ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p> <p>9 夜間看護体制加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めているか。</p> <p>(2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているか。</p> | <p>・平12厚告19別表の10注9</p> <p>・平27厚労告96の23</p> <p>・平12老企40第2の4(9)</p> | <p>・重度化した場合における対応に係る指針</p> <p>・24時間連絡体制表（図）</p> <p>・職員勤務表</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|---|
| | <p>(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているか。</p> <p>10 若年性認知症入居者受入加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>11 医療機関連携加算</p> <p>看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（歯科含む。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状態について月に1回以上情報を提供した場合は、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。</p> | <p>根拠法令</p> <p>・平12厚告19別表の10注10</p> <p>・平27厚労告95の42の5</p> <p>・平12老企40第2の4(10)準用（第2の2(14)）</p> <p>・平12厚告19別表の10注11</p> <p>・平12老企40第2の4(11)</p> | <p>確認書類等</p> <p>・同意書</p> <p>・情報提供記録</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|--|
| | <p>12 口腔衛生管理体制加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号、第8号、第9号、第19号及び第22号に規定する基準に該当していないこと。</p> <p>13 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合に算定していない</p> | <p>・平12厚告19別表の10注12</p> <p>・平12老企40第2の4(12)</p> <p>・平27厚労告95の68</p> <p>・平12厚告19別表の10注13</p> <p>・平12老企40第2の4(13)</p> <p>・平27厚労告95の42の6</p> | <p>・口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行ったことが確認できる資料</p> <p>・口腔ケア・マネジメントに係る計画</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-------|
| | <p>か。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ハ 通所介護費等算定方法第5号、第7号から第9号まで、第19号、第21号及び第22号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>14 科学的介護推進体制加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情</p> | <p>・平12厚告19別表の10注 14 ・平12老企40第2の4(14)</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--|---|
| | <p>報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>15 退院・退所時連携加算</p> <p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も同様とする。</p> <p>16 看取り介護加算</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する施設が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（I）として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。</p> | <p>・平12厚告19別表の10の二注</p> <p>・平12老企40第2の4(15)</p> <p>・平12厚告19別表の10のホ注1</p> <p>・平12老企40第2の4(16)</p> | <p>・看取りに関する指針</p> <p>・看取りに関する指針に対する同意書</p> <p>・看取りに関する職員研修計画</p> <p>・看取りに関する職員研修記録</p> <p>・医師の診断書等</p> <p>・利用者の介護に係る計画</p> <p>・看取り介護計画に対する同意書</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-------|
| | <p>(3) 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>ロ 看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。</p> <p>(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している利用者</p> <p>(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</p> <p>(3) 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）であること。</p> <p>17 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし</p> | <p>・平27厚労告94の29</p> <p>・平12厚告19別表の10の</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-------|
| | <p>て知事に届け出た指定特定施設が、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 4単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下この号において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月</p> | <p>へ注</p> <p>・平27厚労告94の30 ・平12老企40第2の4(17)</p> <p>・平27厚労告95の3の2</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|-----------------------------------|--------------|
| | <p>31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知) 及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>(3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>18 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし</p> | <p>根拠法令</p> <p>・平12厚告19別表の10の</p> | <p>確認書類等</p> |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|--|-------|
| | <p>て知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定居宅サービス等基準第174条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防サービス等基準第230条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における、介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。</p> <p>(一)指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占</p> | <p>ト注</p> <p>・平27厚労告95の43 ・平12老企40第2の4(18)</p> <p>準用(第2の2(21)①から④まで及び⑥)</p> <p>・平27厚労告95の43</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|--------------------|-------|
| | <p>める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(二)指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。</p> <p>(3) 通所介護費等算定方法第5号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の60以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、イ(1)ただし書の規定を準用する。</p> <p>(2) イ(3)に該当するものであること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、イ(1)ただし書の規定を準用する。</p> <p>(一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(二) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の75以上であること。</p> <p>(三) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 人員基準欠如に該当していないこと。</p> | <p>・平12厚告27第5号</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-------|
| | <p>19 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> | <p>平12厚告19別表の10の チ注</p> <p>・平27厚労告95の44準用 (同第4号)</p> <p>・平12老企40第2の4(19) 準用(第2の2(22))</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>(2) 指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定特定施設において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>ていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|-------|
| | <p>定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>20 介護職員等特定処遇改善加算（令和元年10月1日施行）</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> | <p>・平12厚告19別表の10の リ注</p> <p>・平12老企40第2の4(20) 準用(第2の2(23))</p> <p>・平27厚労告95の44の2</p> | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|------|-------|
| | <p>(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二)指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三)介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職</p> | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--|------|-------|
| | <p>員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | | |